

役員報酬規定

(総則)

第一条 本会の役員報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬基準の決定)

第二条 役員報酬は、月俸制とし、会全体の運営管理に関する職務遂行状況を勘案し、理事会の決定によって定める。

(報酬額の決定)

第三条 役員報酬は理事会にてこれを定める。

監事の報酬額については、代表が発議し、理事会にてこれを定める。

(報酬の支払方法)

第四条 報酬は、月俸額を毎月一回翌月の月末に支給する。ただし、その日が休日に当るときは、繰り上げて支給することができる。

2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。

(退任者等の報酬)

第五条 役員が退任もしくは解任された、または死亡した時は当該日から7日以内に当該月支給額を日割計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

第六条 月の途中において役員に選任されたときの当該月の支給額は一ヶ月を30日とする日割り計算により起算日から計算した額とする。

2 前項における起算日は理事会での選任日とする。

(端数の処理)

第七条 この規定により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てるものとする。

付 則

1 この規定は、平成24年10月22日から施行する。

2 この規定は、毎年これを理事会にて見直すものとする。

議案 役員報酬に関する件

議長より役員報酬の規定についての以下の提案があり、議場に諮ったところ満場一致で可決した。

役員報酬は月 20 万円を上限とし、予定従事日数によって決定される。

1. 議事録署名人の選任に関する事項

議長より議事録署名人として、理事二神能基と理事永野孝典の 2 名を選任したいとの提案があり、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認した。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、18 時 30 分に閉会した。

以上の議事の経過の概要及び議決の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長並びに議事録署名人が押印する。

平成 24 年 2 月 25 日

議長 北澤 久
議事録署名人 二神 能
同 永野 孝

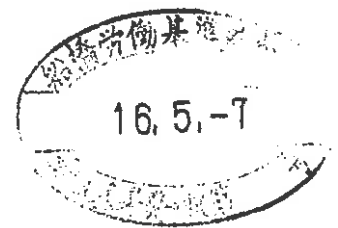
原本に相違ありません。

平成 年 月 日

〒279-0011 浦安市美浜1-3-1006

特定非営利活動法人 ニュースタート事務
理事長 北澤 久 実

就業規則



NPO 法人 ニュースタート事務局

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規則は、NPO 法人ニュースタート事務局（以下「会社」という）の従業員の服務規律、労働条件その他の就業に関する事項を定めたものである。

- (2) この規則およびこの規則の付属規程に定めた事項のほか、従業員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第 2 条 (適用範囲)

この規則は、会社に勤務する全ての従業員に適用する。

第 3 条 (規則の遵守)

会社および従業員は、この規則およびこの規則の付属規程を遵守し、相互に協力して事業の発展と労働条件の向上に努めるものとする。

第 2 章 人 事

第 4 条 (採 用)

会社は就職を希望する者の中から選考試験に合格した者を従業員として採用する。

第 5 条 (応募時および採用時の提出書類)

会社に応募しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 本人自筆の履歴書
2. 新規学卒者については学業成績証明書、卒業(見込み)証明書
3. その他、会社が指定する書類

- (2) 選考試験に合格し、採用された者は、採用の日から 10 日以内に、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考に際し提出済の書類についてはこの限りでない。

また、以下の書類の記載事項について変更が生じた場合、遅滞なく届出ること。

1. 身元保証書
2. 住民票記載事項証明書
3. 源泉徴収票（前職者のみ）
4. 扶養親族届
5. 年金手帳
6. 雇用保険被保険者証（取得者のみ）
7. 通勤方法および現住所の略図
8. 健康診断書（3ヶ月以内のもの）
9. その他、会社が指定した書類

第 6 条 (試用期間)

新たに採用した者については、採用の日から3ヶ月間を試用期間とする。ただし事情により試用期間を短縮または延長することがある。

- (2) 試用期間中または試用期間満了の際、引続き従業員として勤務させることが不相当と認められる者については、第3章の手續に従い解雇する。
- (3) 試用期間の最初の14日以内に(入社日から暦日数で計算)解雇する場合は30日分の平均賃金の支給はしない。又30日前の解雇予告も行わない。

第7条 (配置転換および出向)

業務上必要がある場合は、従業員に対し就業場所、もしくは従事する職務の変更または出向を命じることがある。

- (2) 前項により人事異動を命ぜられた者は、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

第3章 退職・解雇

第8条 (定年等)

従業員の定年は満60歳とし、定年退職の日は定年年齢に到達した日とする。

ただし、定年に達した者でも業務上必要と認めた場合は、会社は本人の能力、成績および健康状態などを勘案して選考の上、新たに採用することがある。

第9条 (退職)

従業員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、従業員としての地位を失う。

1. 死亡したとき
2. 期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき
3. 本人の都合により退職を届け出て会社の承認があったとき
4. 定年に達したとき
5. 行方不明になって1ヶ月を経過したとき

第10条 (退職手続き)

従業員が自己の都合により退職しようとするときは1ヶ月前までに退職届を提出しなければならない。

- (2) 退職届を提出した者は会社の承認がある迄は従前の業務に服さなければならない。
- (3) 従業員が、退職または解雇されたときは、会社が指定する日までに、会社が指定した者に完全に業務の引継ぎをしなければならない。

第11条 (解雇)

会社は、次の各号に掲げる場合に従業員を解雇することがある。

1. 従業員が身体または精神の障害により、業務に耐えられないと認められる場合
2. 従業員の就業状況または勤務成績が著しく不良で就業に適さないと認められる場合
3. 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他会社の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無い場合
4. 本規則第6条の試用採用を取り消した場合

5. 天災事変その他の事由により、事業の継続が不可能となった場合
6. その他各号に準ずる事情が生じ、従業員として勤務させることが不相当と認めた場合

第12条 (解雇予告)

前条により解雇する場合は、次に掲げる者を除き30日前に本人に予告し、または労働基準法に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給して行う。ただし所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当を支給しない。予告の日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することがある。

1. 日々雇用する者（引き続き1ヶ月を超えて使用した者を除く）
2. 2ヶ月以内の期間を定めて雇用した者（所定の期間を超えて使用した者を除く）
3. 試用期間中の者（採用後14日を超えた者を除く）

第13条 (解雇制限)

従業員が業務上の傷病により療養の為休業する期間およびその後30日間、並びに産前産後の女性が休業する期間およびその後30日間は解雇しない。

- (2) 天災事変その他やむを得ない事由の為事業の継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長により解雇予告除外認定を受けたときは前項の規定を適用しない。

第14条 (債務の清算)

従業員は、退職しようとするとき（懲戒解雇または解雇されたときを含む）は、請求を受けた後、速やかに会社から支給された物品を返還し、その他会社に債務がある場合は退職または解雇の日までに清算しなければならない。

第4章 勤 務

第15条 (労働時間)

従業員の所定労働時間は、1日8時間以内、1週40時間以内とし、始業・終業時刻および休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻：10時00分

終業時刻：18時00分

休憩時間：12時00分から 13時00分

- (2) 業務の都合その他の必要あるときは、事前に通知して前項の時刻を繰り上げ、または繰り下げることがある。

第16条 (休憩時間)

前条の規定にかかわらず、従業員代表との書面協定を締結した場合は、休憩時間を交替で与えることがある。

- (2) 従業員は休憩時間を自由に利用することができる。ただし、外出する場合は所属上長に届け出なければならない。

第17条 (出張等の労働時間)

従業員が、出張その他会社の用務を帯びて会社外で労働する場合において労働時間を算定し難いときは、原則として所定の時間を労働したものとみなす。ただし、所属長があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りでない。

第18条 (休日)

従業員の休日は次のとおりとする。

1. 週2日(交代制)
2. その他会社の指定する日

第19条 (時間外労働、休日労働および深夜労働)

業務の都合により所定労働時間外あるいは所定休日に労働を命じ、あるいは午後10時から午前5時の間の深夜に労働を命じることがある。

- (2) 法定の労働時間を超える時間外労働および法定休日(1週1日)についての休日労働は、所轄労働基準監督署長に届け出た時間外・休日労働協定の範囲内とする。
- (3) 時間外労働、休日労働および深夜労働の実施は、会社の指示・命令によるか、または会社の承認を受けた場合に限るものとする。

第20条 (年次有給休暇)

従業員に対し、以下の表に従い年次有給休暇を与える。ただし、直前1年間(入社後最初の付与の際は6ヶ月)の出勤率が8割に満たない者を除く。

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

第21条 (産前産後休暇)

6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性従業員が請求した場合は、産前休暇を与える。

- (2) 産後8週間を経過していない女性従業員は就業させない。ただし、産後6週間を経過した女性従業員が就業を請求する場合には、医師が認める業務に就かせることがある。

第22条 (生理休暇)

生理日の就業が著しく困難な女性従業員が休暇を請求した場合には、その日について就業させない。

第23条 (育児時間)

生後1年未満の乳児を育てる女性従業員が請求した場合は、休憩時間の他、1日2回、各々30分の育児時間を与える。

第24条 (公民権の行使)

従業員が勤務時間中に選挙権の行使、その他公民としての権利を行使する為、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、会社は、権利の行使を妨げない限度において、その時刻を変更することがある。

第25条 (育児休業)

従業員のうち、1歳未満の子の養育を必要とする者は、会社に申し出て育児休業または育児短時間勤務の適用を受けることができる。

- (2) 従業員のうち、1歳以上3歳未満の子の養育を必要とする者は、会社に申し出て育児短時間勤務の適用を受けることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず期間雇用者（育児休業のみ）、日々雇用者その他労使協定により育児休業または育児短時間勤務をすることが出来ないとされた者を除く。また、育児休業等に関する対象者、期間、手続等の必要事項については、育児・介護休業法の定めによる。

第26条 (介護休業)

従業員のうち、常時介護を要する家族を有する者は、会社に申し出て介護休業または介護短時間勤務の適用を受けることができる。ただし、期間雇用者（介護休業のみ）、日々雇用者その他労使協定により介護休業をすることが出来ないとされた者を除く。

- (2) 介護休業または介護短時間勤務に関する期間、手続等の必要事項については、育児・介護休業法の定めによる。

第5章 服 務

第27条 (服務の原則)

従業員は、この規則に定めるもののほか、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、作業能率の向上に努めるとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。

第28条 (服務心得)

従業員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

1. 常に健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること
2. 自己の業務上の権限を超えて専断的なことを行わないこと
3. 常に品位を保ち、会社の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと
4. 会社の業務上の機密および会社の不利益となる事項を他に洩らさないこと
5. 会社の機械・器具・車輛その他の備品を大切に扱い、故障、破損または紛失したときは直ちに上長に報告すること
6. 製品および書類は丁寧に取扱いその保管を厳にすること
7. 許可なく職務以外の目的で会社の設備・車輛・器具その他の物品を使用しないこと
8. 職務に関し、不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと
9. 勤務時間中はみだりに職場を離れないこと
10. 酒気を帯びて就業しないこと
11. 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること
12. 所定の場所以外で喫煙し、または火気を許可なく使用しないこと
13. 作業を妨害し、または職場の風紀秩序を乱さないこと
14. 会社内で賭博、その他これに類似の行為をしないこと

15. 火災、傷害、その他の事故を発生させないこと
16. 会社の許可なく、他の会社の役員に就任し、または従業員として労働契約を結んだり、営利を目的とする業務を行わないこと
17. 会社の許可なく、会社の構内または施設内において宗教活動など、業務に関係の無い活動を行わないこと
18. 会社の許可なく、電話、インターネット等を私用使用しないこと
19. 業務上の瑕疵のあった場合は直ちに所属長の指示を受けること
20. その他、会社が定める諸規則および会社の通達・通知事項を守ること

第29条 (出 退 勤)

従業員は出勤および退勤の場合は、次の事項を守らなければならない。

1. 始業時刻より業務を開始できるように出勤すること
2. 出退勤の際は本人自ら所定の方法により出退勤の事実を明示すること
3. 退勤の際は備品、書類等を整理格納した後に行うこと

第30条 (欠勤・遅刻)

従業員は、遅刻または欠勤しようとするときは、事前に所属長へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に申し出る余裕のない場合は、始業時刻までに電話などにより届け出ること。

第31条 (早退・外出等)

従業員は、やむを得ない私用により早退または外出しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

- (2) 従業員は、勤務時間中に私用外来者と面会してはならない。ただし、所属長の許可を受けたときはこの限りでない。

第 6 章 賃 金

第32条 (賃 金)

従業員の賃金に関する事項は別に定める賃金規程による。

第 7 章 懲 戒

第33条 (懲 戒)

会社は、従業員が本章に定める懲戒基準に該当するときは、これを懲戒する。従業員は、その行為が勤務時間外、会社施設外での行為であることを理由にその責めを免れることは出来ない。

第34条 (懲戒の種類および程度)

懲戒は、その情状により次の区分により行う。

1. 譴責 始末書を取り将来を戒める。
2. 減給 始末書を取り1回の事案に対する額が平均賃金の1日分の半額、複数の事案の総額が1ヶ月の賃金総額の10分の1の範囲で行う。
3. 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）を支払わない。

第35条 (懲戒事由)

次の各号の一に該当する場合は情状により減給に処する。

1. 正当な理由なく、再三にわたり遅刻・早退・私用外出をなし、もしくは無断欠勤したとき
2. しばしば職場を離脱して業務に支障をきたしたとき
3. 勤務に関する手続き、届出を偽り、または忘ったとき
4. 業務上の書類、伝票などを改変しまたは虚偽の申告・届出をしたとき
5. 業務に対する誠意を欠き、職務怠慢と認められるとき
6. 就業時間に許可無く私用を行ったとき
7. 所属長または関連上長の業務上の指示・命令に従わないとき
8. 協調性に欠け不当に人を中傷するなど、他の従業員とそりの合わないとき
9. 許可なく会社の構内もしくは付属の施設内で集会しまたは文書・図画等を配布・貼付・掲示・販売し、その他これに類する行為をしたとき
10. 会社の掲示を故意に汚損もしくは改変し、または破棄したとき
11. タイムカードの打刻等を他人に依頼し、またはその依頼に応じたとき
12. 正当な理由なく職場配置・出張・転勤・出向・職位決定・給与決定等の人事命令を拒否したとき
13. 職務を利用して内職したとき
14. セクシャルハラスメント等により、他の従業員および会社に、不利益または不快感を与えたとき
15. その他会社規則・通達等に違反し、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

第36条 (懲戒解雇)

次の各号の一に該当する場合は懲戒解雇に処する。

1. 前条の違反が再度におよぶとき、または情状重大と認められるとき
2. 故意または重過失により業務上重大な失態があったとき
3. 会社の業務命令に反して就業を拒んだとき
4. 業務に非協力的で、他の者との協調性を著しく欠くとき
5. 懲戒に処せられたにも拘らず懲戒に服する意思が認められないとき
6. 重要な経歴を偽り、その他不正な方法を用いて採用されたとき
7. 正当な理由なく無断欠勤が3日以上引き続き、且つ会社が出勤を促しても出社する意思が認められず、引き続き14日以上無断欠勤をしたとき
8. 会社の経営上または業務上の重要な機密を社外に洩らしたとき
9. 会社の金品を詐取流用し、または虚偽の伝票・書類を作成・発行して自己の利益を図ったとき
10. 許可なく会社の文書・帳簿その他の書類を部外者に閲覧させ、またはこれに類する行

為のあったとき

11. 許可なく会社の物品を持出し、または持ち出そうとしたとき
12. 職務または職位を利用して部外者から不当な金品・饗応を受け、または要求・約束し、自己の利益を図ったとき
13. 会社の許可を受けず社外の業務に従事したとき
14. 故意に業務能率を低下させ、または業務の妨害を謀ったとき
15. 従業員としての体面を汚し、会社の名誉および信用を著しく傷つけたとき
16. 窃盗・横領その他の刑事犯罪を犯したとき
17. 会社の経営権を犯し、もしくは経営基盤をおびやかす行動・画策をなし、または経営方針に反する行動・画策により正常な運営を阻害させようとしたとき
18. 会社の経営に関して故意に真相をゆがめ、または真実を捏造して宣伝流布するなどの行為により、会社の名誉・信用を傷つけたとき
19. 私事に関する金銭取引その他証券類に会社の名称を用いたとき
20. 素行不良にして他の従業員に対し暴行・脅迫を加え、または社内において賭博その他これに類する行為をなすなど、社内の風紀秩序を乱したとき
21. 多重債務等、私的事由により、著しく業務に支障をきたしたとき
22. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき

附 則

- 1 本規則は平成15年4月1日より施行する。
- 2 本規則を改廃する際は、従業員代表の意見を聴取して行う。
- 3 本規則には以下の規程が付属する。
 1. 賃金規程

賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、正規の従業員の給与に関する基準および手続を定めることを目的とする。

(給与の原則)

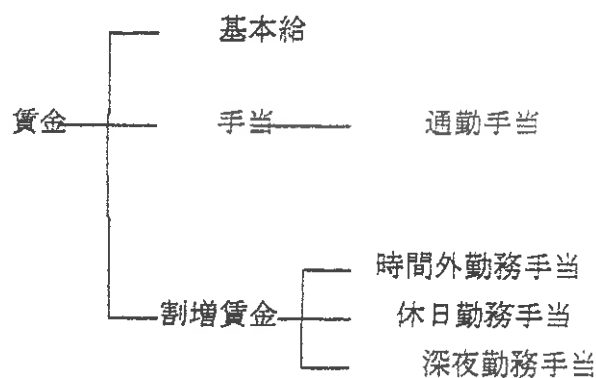
第2条 給与は、従業員の職務の質ならびに従業員の年齢、経験、勤務成績および勤務条件により決定する。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則に定める正規の従業員に適用する。ただし、労働基準法第41条に規定する監督もしくは管理の地位にある者、または機密の事務を取り扱う者にたいしては、賃金の減額、時間外勤務手当および休日勤務手当は適用しない。

(賃金の体系)

第4条 従業員の賃金は、基本給と手当とし、その細目は次のとおりとする。



(賃金の支払および控除)

第5条 賃金は、これを全額通貨で直接従業員に支給する。ただし、次の各号に挙げるものは賃金から控除する。

1. 社会保険料など法令で定められた保険料
2. 会社の支給する賃金にかかる所得税および地方税

3.賃金から控除することについて、労働組合または従業員の過半数を代表する者との間で書面によって協定されたもの

(2) 前条条文の規程にかかわらず、本人の同意を得た場合は本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

(賃金の計算期間および支給日)

第6条 賃金は、当月の1日から当月末日までを一賃金計算期間をとする。

(2) 賃金は、毎月1日に支給する。

ただし、支給の日が休日にあたるときは、その前に繰上げて支給する。

(賃金の減額)

第7条 従業員が欠勤（遅刻、早退、私用外出を含む）したときは、その欠勤につき、日割または時間計算により算出した基準内賃金の額を減額して、賃金を支給する。

(2) 無断欠勤や遅刻など問題のある場合は、上記の賃金減額のほか、制裁金をとることもある。その額は、1回あたり賃金日額の半額以下で、総額が一賃金支払期間における賃金総額の10分の1の範囲内とする。

(退職、解雇に伴う賃金支払)

第8条 会社は、従業員が退職または解雇されたときは、当該従業員または、親族等の請求が合った日から7日以内に本人の権利に帰属する賃金を支払うものとする。

(基本給)

第9条 基本給は、正規の就業時間における基本となる賃金とする。

(昇給)

第10条 昇給は、従業員の勤務成績に対して人事評価を行い、その都度会社が決定する。昇給額は毎年変わるものとし、良い評価を受けて昇格した者ほど大きくなる仕組みとする。

(時間外勤務手当)

第11条 時間外勤務手当は、正規の就業時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務に服した従業員に支給する。

(2) 時間外勤務手当の額は、その勤務時間1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

（休日勤務手当）

第 12 条 休日勤務手当は、休日に勤務することを命ぜられ、その勤務に服した従業員に支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日勤務手当は支給しない。

- （2） 休日勤務手当の額は、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの算定基礎額に 100 分の 135 を乗じて得た額とする。

（深夜勤務手当）

第 13 条 深夜勤務手当の額は、午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した従業員に支給する。

- （2） 深夜勤務手当の額は、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間あたりの算定基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額とする。
- （3） 時間外勤務が深夜に及んだ場合は、時間外勤務手当の額に前項の深夜勤務手当の額を加算することとし、算定基礎額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- （4） 休日勤務が深夜に及んだ場合は、休日勤務手当の額に前項の深夜勤務手当の額を加算することとし、算定基礎額に 100 分の 160 を乗じて得た額とする。

附 則

1. この規程は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、従業員代表の意見を聴いて行う。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	事業年度	30年1月1日～12月31日
-----	---------------------	------	----------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	50,000 円
受取寄付金	4,271,370 円
受取助成金	2,573,208 円
地域若者サポートステーション事業委託料	22,361,413 円
引きこもり等に関連する調査研究・情報提供・啓発広報事業収益	163,022 円
カウンセリングの実施及び自助グループの運営事業収益	8,260,000 円
関連する各種施設の運営及び紹介事業収益	61,144,752 円
旅館業、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業	1,074,120 円
全各号に掲げる活動を円滑に実施するために必要な事業収益	725,508 円
その他雑収益	60 円
	円
	円
	円
	円
合 計	100,623,453 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	31,364,919 円
	4,000,000 円
	3,100,000 円
	円
	円
合 計	38,464,919 円

(3) その他

なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	チェック欄
-----	---------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと



イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		③	②	③	④	⑤
①	平成30年1月1日～12月31日	9人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		8人	0人	0%	0人	0%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員 の 状 況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第29条に各正会員の表決権は、平等なるものとする規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時		
北澤 久実		理事		○						○	H23. 1/27 ～
二神 能基		理事		○						○	H11. 11/25 ～
胡桃澤 克成		理事		○						○	H11. 11/25 ～
永野 孝典		理事		○						○	H23. 1/27 ～
坂口 淳		理事		○						○	H23. 1/27 ～
布施 殊恵		理事		○						○	H26. 4/1～
中本 英彦		理事		○						○	H26. 9/1～
児島 和雄		監事		○						○	H30. 4/1～
奥村 讓平		監事		○							H11. 11/25 ～ H30. 3/31

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	装丁帳簿	随時	7年
預金出納帳	装丁帳簿	毎月	7年
総勘定元帳	装丁帳簿	毎月	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		✓				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td align="center" colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td align="center" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">する</td> <td align="center">しない</td> </tr> </table>	同意		する	しない
同意						
する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	<p>① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</p> <p>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>					

(注意事項)

・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> </tr> </tbody> </table>		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無								
<p>⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。</p>													

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉑」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ニュースタート事務局	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	---

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
------	--	---

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ